

『三階滝公園駐車場市』出店規約

①出店条件

- 出店者は主催者の指示に従ってください。
- 出店スペースは、遊水亭、三階滝公園駐車場3区画となります（別紙箇所）。
- 電気、水道及びガス等が必要な場合は持ち込みとなります。
- 食品衛生法に基づく営業許可（露店や自動車営業等）が必要なものは、あらかじめ出店者側で保健所の許可を必ず受けてください（出店初日の前日までに許可書の写しを必ずご提出ください）。**出店予定日毎に、主催者から管轄の保健所に届出または確認を行う場合がございますので、ご了承下さい。また、食品の販売に必要な表示（名称・原材料名・添加物・アレルギー・消費期限または賞味期限・製造者等）は確実に行ってください。その他、出店者個々の営業に必要な（酒類の販売・古物商など）許認可は、出店者側で対応を行ってください。詳しくは、主催者に相談して下さい。

【参考】出店店舗の食品営業許可について

- 食品事業者が市民祭り、夏祭り、盆踊りや集客施設などのイベントにおいて、不特定多数を対象とし、調理した食品を提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可が必要となります。
- コピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと主催者が判断したものは販売や宣伝はできません。
- 会場内での盗難や破損、事故、または販売商品による食中毒などが発生した場合は、当該出店者の責任で速やかに対応し、主催者に報告してください。
- 出店に関する事故やトラブル等について主催者は一切責任・保証を負いません。
- 販売品目や出店品目の変更を行う場合は事前に主催者へ申し出てください。
- 開催時間中は、会場内で車両の移動はできません。
- 発電機、コンロ、調理器具等を使用する場合は、必ず消火器4型以上のもの（住宅用でないもの）をご用意ください。**
- 市が用意したアンケートを来場者に配布・回収し、日にちごとに取りまとめ、毎週月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）に、地域振興課に提出すること。

②出店品目

- 野菜、果物、食品加工品、工芸品など
- その他主催者が適当と認めるもの
- 出店品目が、近隣の既存店舗と重複する場合、出店品目の削除をお願いする場合があります。**

③清掃など

- 出店場所及びその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し、持ち帰ってください。
- 当日の気象変化の対応については、出店者側で行ってください。
- 出店場所周辺の清掃が不十分な場合、出店許可を取り消す場合があります。**

④開催中止

○天候不良、落雷等の際は、出店を中止する場合があります。なお、出店中止の決定は主催者側で行い、出店当日午前9時以前に決定します。中止の確認は、お電話（0142-82-6748）にてお問い合わせください。

⑤出店の取り止めと個人情報

○暴力団排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがあります。出店者が暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは出店できません。また、許可後暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは許可を取り消します。また、政治的・宗教的活動行為は禁止します。

○主催者側の指示や出店規約（食品衛生法に基づく営業許可がない場合、消防法に基づく火気使用等による必要部材の設置及び清掃等の未実施など）を遵守しない場合は、主催者の判断で出店を取り止めて頂くこととなります。

○出店申込でいただいた個人情報は厳重に保管しますが、伊達市主催事業への参加案内等に使用する場合があります。

○出店後に購入者より主催者側へ出店者に関する問い合わせがあった場合は、連絡先を購入者側へお伝えいたします。

○撮影した写真等の肖像権は、すべて主催者に帰属し、記録等も含めてテレビ・新聞・雑誌・インターネット等へ掲載する場合があります。